

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー基準部会住宅・建築物判断基準小委員会／
社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会省エネルギー判断基準小委員会

第1回 合同会議

平成20年9月26日（金）

【事務局】 それでは、定刻を過ぎましたので、これから会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます国土交通省住宅生産課の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日、ご発言いただく際にはお2人に1つずつ、こういったマイクがございます。トークというボタンがございますので、これを押していただいてご発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしております資料を順次確認させていただきます。

まず、一番上に議事次第の紙が1枚ございます。その後に配席図があります。3枚目に資料一覧がございますので、この資料に沿って確認をさせていただきます。その次に資料1、委員名簿があります。資料2、社会資本整備審議会の小委員会の名簿でございます。資料3、合同会議における調査審議の進め方について（案）という1枚紙がございます。資料4、住宅事業建築主の判断の基準の設定について（案）というのがございます。資料5、住宅に係る省エネルギー判断基準の改正について。資料6、これはA3を折り込んだものでございますが、省エネルギー判断基準の明確化・簡素化に係る方向性についてというのがございます。資料7、建築物に係る省エネルギー判断基準の改正について、でございます。

それから、以降は参考資料でございます。まず、参考資料1-1といたしまして、カラー版で、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の概要というカラーの1枚がございます。それから、かなり分厚いものでございますが、参考資料1-2といたしまして、この省エネ法の改正の新旧対照表でございます。続きまして、参考資料2-1といたしまして、住宅事業建築主に対し住宅の省エネ性能の向上を促す仕組みという

1枚紙でございます。参考資料2-2でございますが、横使いでございます。特定機器に係るトップランナー制度についてという資料があります。

参考資料3-1、2枚物でございますが、住宅に係る省エネルギー判断基準の概要でございます。それから、参考資料3-2といたしまして、住宅に係る省エネルギー判断基準そのものがございます。それから、参考資料3-3といたしまして、同じく住宅に係る設計、施工指針でございます。参考資料4-1でございますが、今度は建築物に係る省エネルギー判断基準の概要でございます。それから、最後、参考資料4-2といたしまして、建築物に係る省エネルギー判断基準の本文がございます。

以上、お配りしている資料でございますが、欠落等ございましたら事務局までお申し出ください。

それでは、本日は第1回の合同会議でございますので、初めに委員の紹介をさせていただきます。

まずは、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会住宅・建築物判断基準小委員会の委員を紹介させていただきます。

【事務局】 それでは、住宅建築物判断基準小委員会の委員のご紹介をさせていただきます。

なお、本小委員会の委員長及び委員につきましては、総合資源エネルギー調査会の運営規定に基づきまして、省エネルギー基準部会の部会長が指名することになっております。既に省エネルギー基準部会の石谷部会長のご指名をいただいております、皆様にも委員就任のご了解をいただいております。

それでは、ご紹介させていただきます。〇〇委員長でございます。

【委員】 〇〇です。

【事務局】 〇〇委員でございます。なお、本日は〇〇委員はご欠席ということでございまして、〇〇様に代理出席をいただいております。

【委員代理】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇委員でございますが、今、こちらに向かわれているとのことでございます。

それから、〇〇委員でございます。

- 【委員】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】 ○○委員でございます。
- 【委員】 ○○と申します。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】 ○○委員でございます。
- 【委員】 よろしく願いいたします。
- 【事務局】 ○○委員でございます。
- 【委員】 よろしく願います。
- 【事務局】 ○○委員でございます。
- 【委員】 ○○です。よろしく願います。
- 【事務局】 最後に、○○委員でございます。
- 【委員】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】 以上でございます。
- 【事務局】 次に、社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会省エネルギー判断基準小委員会の委員、臨時委員、専門委員のご紹介をさせていただきます。
- 委員長でございます。
- 【委員】 ○○でございます。
- 【事務局】 ○○委員でございます。
- 【委員】 ○○でございます。
- 【事務局】 ○○臨時委員でございます。
- 【委員】 ○○です。
- 【事務局】 ○○専門委員でございます。
- 【委員】 ○○でございます。
- 【事務局】 ○○専門委員でございます。
- 【委員】 ○○でございます。よろしくお願いいたします。
- 【事務局】 ○○専門委員でございます。
- 【委員】 ○○です。よろしく願います。
- 【事務局】 ○○専門委員でございます。
- 【委員】 ○○です。よろしく願います。
- 【事務局】 ○○専門委員でございます。
- 【委員】 ○○でございます。

【事務局】 なお、〇〇専門委員、〇〇専門委員は、本日はご欠席でございます。

【事務局】 〇〇委員が到着されましたので、ご紹介させていただきます。〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、議事に入ります前に経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課長からごあいさつ申し上げます。

【事務局】 経済産業省、省エネルギー対策課長の〇〇でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。お忙しい中、本合同会議にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。経済産業省では、これまで省エネ法に基づきまして過去10年近くトップランナー基準を策定、運用してまいりました。これまで機械器具21品目につきまして基準をつくっております。自動車、家電製品などがございます。今回、住宅ということで全く違う性格のものについて省エネ基準を定めるということでございます。

機械器具の場合、基本的に省エネ性能の測定などに関しては比較的、やり方さえ決めれば簡単にできるわけでございます。機能も比較的単一でございますし、比較も容易でございます。これが住宅となりますと、言うまでもなく断熱性能に加えて、さまざまな設備の省エネの性能というのを総合的に評価しなければならないわけございまして、大変難しい基準づくりだと考えております。

来年4月からの施行でございますので、あまり時間がございません。3回の審議ということでございますが、何とぞ委員の先生方、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。それから、省エネ法が改正されて、2,000平米以下の建築物、住宅についても新しく義務がかかってくるということで、既存の判断基準の改正というのもあわせてお願いするわけでございますが、こちらの方につきましても慎重ご審議のほどよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、国土交通省住宅局住宅生産課長からごあいさつ申し上げます。

【事務局】 国土交通省住宅局住宅生産課長、〇〇でございます。今、経済産業省の〇〇課長の方からごあいさつがございました。省エネ法を改正させていただきまして、その新しい仕組みとして住宅事業建築主の判断基準という形で、建売戸建住宅というものを一定戸数以上供給する方々について、いわゆるトップランナー方式というものを、形をまねたというのでしょうか、モデルとした新しい仕組みを導入する。もう一つは、床面積の、今まで2,000平米以上、これを届出対象としておりましたけれども、これを今後300

平米以上というものにしたいなということで、届出対象の大幅な拡大を考えております。

今、お話がございましたけれども、ご存じのように建築、住宅というものにつきましては、その製品というんですか、物をつくっていく過程で非常に特殊性がございます。1つにはやはり建築主、つまり、注文主、個人の住宅などで言いますと、注文住宅についてはどういう設計にするのか、どういうふうにするのかということにつきましては、建築主が決めていって、それを工務店の方やハウスメーカーの方と相談しながら物をつくっていくという形になっておりまして、何かでき上がったものが世の中を回っているわけではないということ。1戸1戸が非常に個性を持っております。

こうした中でも民生用エネルギーの使用が非常に増えているという中で、省エネルギー性能についてきちんと注意してつくっていただき、いいものをつくっていただく。このためには一体どういうものがいいのかということで、これは判断基準が非常に重要になります。また、設計、施工につきまして、これをよりどころにいいものを皆さんがつくっていただくということでございますので、先ほどもあちらの〇〇課長のごあいさつにもありましたが、中身をきちんと整え、かつそれが市場でちゃんと受け入れられて、きちんと機能していく。ちゃんとした省エネルギー性能を確保しながら、しかも、スムーズに回っていく。こういう基準をつくっていくということで大変難しい話でございます。

また、時間も非常に短くございますけれども、ぜひご専門の皆様方からのご意見を賜りまして、市場にきちんと的確に根づいていく効率的なシステムというものを構築していくことにつきましてお力添えいただき、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。最後になりますが、日ごろよりのご指導、ご鞭撻につきまして御礼申し上げます、ごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、この後、議事に入らせていただきますが、この合同会議の議長は、社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会省エネルギー判断基準小委員会の〇〇委員長にお願いしたいと存じます。

〇〇委員長、議長席の方にお移りください。それでは、〇〇委員長よりごあいさつをお願いいたします。

【議長】 〇〇でございます。ご指名によりまして、この合同委員会の議長を務めさせていただきます。一言ごあいさつ申し上げます。

今、両課長から背景についてお話がございました。この今日の議事、3つあるようでございます。1つ目が住宅事業建築主の判断の基準ということで、これはいわゆる住宅のト

ップランナー制度ということで、これは新しい議題かと理解しております。2つ目が住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準という大変長い、これは法律に基づく基準ですか、これの改正でございます。3つ目が建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準ということで、この3つがございまして、これに関して今日ご審議願います。

本件、皆様ご存じかと思えますけれども、本年5月の省エネ法の改正に伴って新たに制定される制度とか、あるいは現行のもの改正とか、そういったものでございまして、今後の省エネ行政の中核になる話でございまして非常に重要なものでございますので、よろしくご審議、ご協力をお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員長、議事の進行をお願いいたします。

【議長】 それでは、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会住宅・建築物判断基準小委員会と社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会省エネルギー判断基準小委員会の第1回合同会議を開催させていただきます。

最初に、事務局の方から合同会議の今後の進め方について説明をお願いします。

【事務局】 ご説明いたします。資料3をごらんください。合同会議における調査審議の進め方について（案）というのがございます。最初に趣旨でございます。ごあいつにもございました省エネ法の改正、この5月30日に公布されました。平成21年、来年の4月1日から施行されるものでございますが、この円滑な運用、これに万全を期すという観点から、総合資源エネルギー調査会省エネ基準部会住宅・建築物判断基準小委員会と社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会省エネルギー判断基準小委員会、この両小委員会での合同会議をお願いする次第でございます。

2ところがございますように、検討事項は大きく2つでございます。新たに取り入れられた特定住宅の性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準、これを新たに作成していただくというのが1点。

2点目が今般の省エネ法改正を受けました次の基準指針の見直しであります。見直しの中に3つございます。1つが建築物に係る省エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準であります。2番目が住宅の方でございます。住宅に係る同じく省エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準でございます。

恐れ入ります。①、②のところで建築主、建築主と書いてございますが、「建築物」でございます。大変失礼いたしました。

3番目に、住宅に関しましては設計、施工指針がございます。これにつきましてご検討いただくということでございます。

全体といたしましては、既に会議の中で3回というふうに申し上げておりましたが、一番下のところの3のところの検討スケジュールに具体的に書いてございます。本日が一番上の9月26日でございますけれども、まず、第1回目を今日開いていただきまして、最後の施行でございますが、一番下の行にございますように平成21年4月1日に改正省エネ法の施行が、一部平成22年でございますが、大部分が平成21年4月1日に施行されますので、ここに向けまして第2回目を10月31日に、それで、その後、いただいた意見を踏まえまして告示改正案のパブリックコメントをさせていただき、12月上旬に第3回目の合同会議をしていただければと考えている次第でございます。

これを受けまして、12月下旬には告示を公布し、来年の4月1日の省エネ法の施行へとつなげてまいりたいということでございます。非常に短期間の審議で恐縮でございますが、よろしく願い申し上げます。

【議長】 ありがとうございます。

今、ご説明のとおり大変タイトなスケジュールでございますので、委員の皆様、よろしくご協力お願いします。これに関しまして何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、このタイトな日程、ご了承いただいたものとさせていただきます。

それでは、事務局から省エネの判断基準等について、大変たくさん資料がございます。説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局から省エネルギーの判断基準等につきまして、最初に一括して資料を説明させていただきます。

最初に、恐縮でございますが、参考資料1をごらんいただきたいと思います。エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の概要ということでカラーの1枚紙でございます。まず、この資料で今回の省エネ法改正の概要につきまして簡単にご紹介させていただきます。

既にご案内のとおりでございますが、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律でございますが、さきの通常国会で全会一致で成立いたしまして、5月30

日に公布されております。それで、この省エネ法でございますが、従来より住宅や建築物をつくる際の建築主が判断の参考とするための省エネルギーの判断基準というものをつくりまして、すべての住宅や建築物を建てる際には、その基準に従ってつくっていただくように努力義務を課しているわけでございます。

その上で、一定規模以上のものをつくる際には、どういった措置を講じたかということについて行政庁の方に届出をしていただくということをお願いしております、その中で特に著しく対応が不十分なものについて指導をするというような対応をしてきたところでございます。

それに対しまして、今回の改正の中身でございますが、改正内容のところ、まず①でありますように、大規模な建築物につきましては、省エネ措置が著しく不十分である場合には、これまでの指示、公表に加えまして命令を導入するという、言ってみれば担保措置を強化するという改正をさせていただいております。加えまして、②にありますように、一定の中小規模の建築物につきましても、この届出を義務づけるということで、届出対象の拡大という、こういう大きく2つの方向で改正をさせていただいたところでございます。

具体的には、この資料の中ほどに矢印の左と右とございまして、建築に係る届出ということで、改正前、改正後ということでございますが、ここをごらんいただきますと、改正前は2,000平米以上の建築物の新築・増改築、大規模修繕等の際には、省エネ措置を所管行政庁に届出をしていただき、措置が著しく不十分な場合には指示を行い、指示に従わない場合には、その旨を公表と、こういう仕組みで運用してきたわけでございますが、これを改正後の方をごらんいただきますと、さらに赤字で書いてございます。指示に従わない場合の公表に加えまして命令。命令に従わない場合は罰則がつく。こういう仕組みにさせていただくということでございます。

それから、下の方に参りまして、改正前は2,000平米未満の建物につきましては、特段、届出というようなものはなかったわけでございますが、今回の改正によりまして一定規模以上のもの、これは先ほど来、話題に出ておりますような、今のところ床面積で300平米以上ということで、これは政令で決めさせていただくということで考えております。こういったものにつきましても新築・増改築の際には省エネ措置を行政庁に届出をしていただき、措置が著しく不十分な場合には勧告をさせていただく、こういう改正をさせていただくことになっております。

こういった中で、この届出対象の拡大なども踏まえまして、この省エネルギー判断基準

をどういう形にしていくのがいいかということがこの合同会議でお願いする課題の1つでございます。それに加えて③、上の方③にありますような、従来より届出をしていた省エネ措置に関しまして、その維持保全状況に関する定期報告というのをやっていたいただいておりますが、これを専門に行う登録建築物調査機関を制度化するというような改正もしたところでございます。

それから、続きまして下の方にございます④というところをごらんいただきたいと存じますが、そこに「住宅を建築し、販売する住宅供給事業者に対し」とございます。これは自らが建築主となって住宅を建築して、それを販売する事業者の方に対しまして、その新築する特定住宅でございます。これも具体的には政令の方で定めることとなりますが、戸建て住宅を念頭に置いております。こういったものの省エネ性能の向上を促す措置を導入するというところでございます。

この趣旨は、言ってみれば同じような仕様とか設備の戸建て住宅、規格化されたそういう建て売りの戸建て住宅を大量に供給する、そういう事業者の方に対しまして、これまで機器の方で行われてまいりました、いわゆるトップランナー制度と呼ばれておりますが、そういった仕組みに準じた仕組みを導入していこうという趣旨でございます。これにつきましては、別の資料で詳しく説明させていただきます。

その他、今回の改正では、⑤にございますように建築物の設計、施工を行う方に対して省エネ性能の向上とか、性能の表示に関し、大臣が指導・助言を行うことができるようにするとか、⑥にございますように建築物の販売、賃貸の事業を行う方に対して、省エネ性能の表示による情報提供の努力義務を明示する。こういったことを措置させていただいたところでございまして、これを基本的には来年の4月1日から施行させていただくことを目指しております。

なお、届出措置を拡大するという、ここにつきまして②の部分でございますが、これにつきましては十分な周知期間を確保するという意味から、もう1年先、平成22年4月1日から施行ということを予定しているところでございます。

以上、簡単でございますが、今回の省エネ法改正の概要でございます。

続きまして、参考資料2-1をご覧くださいと存じます。住宅事業建築主に対しまして住宅の省エネ性能の向上を促す措置の仕組みでございます。この後、具体的にご審議いただきます住宅事業建築主の判断の基準をご説明するに先立ちまして、その仕組みをご紹介しますと存じます。

なお、その次に参考資料 2-2 ということで、特定機器に関するトップランナー制度の概要も参考までにおつけしてございますが、この機器のトップランナー制度に準じた仕組みでございます。

では、2-1の方をご説明申し上げます。まず、上の方でございますが、住宅事業建築主の判断の基準の設定の考え方でございます。これも機器のトップランナー制度に準じてございますが、まず、現時点において世の中に供給されております、すべての建売戸建住宅の中で省エネ性能が最も優れているものの性能と今後の技術開発によるその性能の向上の見通しなども考慮いたしまして、これを国土交通大臣と経済産業大臣の方で住宅事業建築主の新築するすべての戸建建売住宅に共通する目標として、1つの目標を定めさせていただきます。

それで、この目標は、目標年度におきまして、その各社がいろいろな建売戸建住宅を供給されるわけでございますが、その商品のシリーズのモデルチェンジのサイクルでありますとか、あるいは建築材料の開発の動向とか、そういう技術開発の見通しを踏まえて設定させていただくというものでございます。

それで、その下の方に模式的に絵をかいてございますが、これは横軸が時間軸でございます。右側に行くほどその時間が経過していくわけでございます。まず、現時点、N年度における状況がございまして、N+P年度と書いてございます目標年次がございまして、今度、縦の方向でございますが、これは省エネ性能をあらわしてございまして、上に行くほど省エネ性能が高くなるというふうにお考えいただければと存じます。

それで、住宅の絵がかいてございますが、これが戸建て住宅のある商品シリーズをあらわしているとお考えいただければと存じますが、まず、N年度でAからEまでこういうシリーズがあったとしまして、これが当然、時間がたっていけば、既にそのシリーズがもう供給されなくなるものが出てくる一方で、より性能の高いものが新しく投入されてくるといったことが期待されるわけでございます。

こういった中で、青の破線がございまして、このように先ほど申しましたような考え方であらかじめ目標年次における目標とする水準を決めさせていただきまして、これに対しまして、このある事業者の中で、事業者が供給するいろいろな商品のシリーズでございますが、この省エネ性能の平均値を見まして、これが赤い星でかいてございます。これがだんだん、当然上がっていくということが期待されるわけでございますが、これがその目標年次において、この青の破線の水準を超えていくということを期待しているわけでございます。

まさに機器のトップランナーの仕組みに準じたものでございます。このように各事業者が供給する建売戸建住宅の省エネ性能の加重平均が目標年度までに目標水準を超えるということをご期待してございまして、それを確認するために大臣の方から必要な報告を求めるといふようなことを考えておりますし、さらに目標年次におきまして目標達成状況が不十分である場合など、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認められる場合には、事業者に対しまして目標を示して、性能の向上を図るべき旨の勧告をし、勧告に従わなかった場合には、公表、命令というような措置もあるということでございます。

以上が、まず法律改正によりできました仕組みの概要でございます。

続きまして、今回、ご審議をお願いいたします基準の考え方について説明をさせていただきます。資料4をごらんください。まず、資料4は住宅事業建築主の判断の基準の設定でございます。これは今、参考資料2-1の方でご説明申し上げました、まさに先ほどの資料では、青の破線で示しておりましたこの基準をどのように定めるかということでございます。

まず、大きくはその基準の基本的な考え方でございますが、そこにございますように住宅の建築を業として行う建築主、住宅事業建築主という用語で呼ばさせていただきます。これが新築する特定住宅、これは一戸建ての住宅を定める予定でございます。この特定住宅につきまして、その熱の損失の防止、つまり、断熱性能と、それから、空気調和設備等の建築設備のエネルギーの効率的利用のための性能、これをまとめて省エネルギー性能という言い方をいたしますが、こういったものの向上に関する判断の基準ということで作るものでございます。

この基準の策定に当たりましては、こういった事業者が建築する建売戸建住宅のうち、省エネ性能が最も優れているものの性能、それから、こういった住宅に関する技術開発の見通しなどを勘案いたしまして、現在、通常のいわゆる省エネ基準、現行、平成11年基準と呼ばれております省エネルギー判断基準をもとに、それにさらにプラスアルファをした上で決めさせていただくというものでございます。

それから、③でございますが、こういった基準でございますが、当然、その直接の適用対象となります住宅事業建築主はもちろんでございますが、建売戸建住宅を購入される消費者の方々にもわかりやすいものであるということ。そして、住宅を選択される際に参考となるようなものとするということに留意が必要だと考えております。

それで、どうしても断熱性能に加えまして設備の効率性なども考慮すると思いますと、

仕組みが複雑になりがちでございますが、こういった事業者の方々の供給されます住宅の省エネ性能の把握に際しまして、余りに過度な負担を強いることにならないようにということには十分留意して決める必要があるだろうというふうに考えている次第でございます。

それから、続きまして2.といたしまして、基準の設定の考え方でございます。本日、初回でございますが、時間も限られておりますので、こういう方向でいかがでしょうかという考え方をあらかじめお示ししたいと存じます。それで、基準の設定でございますが、目標年次におきまして、建売戸建住宅が達成すべき目標水準を定めるということでございます。一定の断熱性能の確保とあわせて効率性の高い建築設備の導入ということを誘導していきたいと考えております。

それで、まずこの目標年次でございますが、当然、建築設備も合わせて基準に組み込みますので、こういった設備の性能の向上のスピードというようなものも勘案いたしまして、目標年次は5年後とすることでどうだろうかと考えております。具体的には2009年に施行いたしますので、2013年为目标年次になるということでございます。

それから、②でございますが、断熱性能に関しましては現行の省エネルギー判断基準、つまり、平成11年基準と呼ばれているものでございますが、これを満たすものをしてらどうか。それから、③でございますが、断熱性能に加えまして空気調和設備等の効率性につきましても総合的に評価をしようと考えておまして、そのためには一次エネルギー消費量に着目した基準を設定しようということでございます。④でございますが、省エネ法で定めております建築設備というのがございますが、この中で法律上の用語でございますが、「空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備」というようなものを対象にしたらどうかと考えております。

1枚おめくりいただきまして2ページ目でございますが、なお、建築設備の中に昇降機というのがございますが、通常、戸建ての建売住宅にはあまり設置されないだろうということで、これは対象としなくてもいいのではないかと考えてございます。

それから、これは当然、建売住宅の性能ということでございますので、住宅の販売時に備えつけられているものを対象とするものでございまして、後から持ち込まれる家電機器などにつきましては、なかなか評価の対象としづらいのではないかと考えております。

さらに⑥でございますが、省エネ法に基づく建築設備ではございませんが、太陽光発電設備などにつきましても、その効果について一定の評価ができるようにならないかということで考えております。

その下に模式的に書いてございますが、このように断熱性能に加えまして空気調和設備、照明設備、給湯設備を総合的に評価するとともに、太陽光発電設備等の効果も考慮したものを基準化していくことはできないかということで考えてございます。

それから、2ページ目の下半分でございます。3.といたしまして目標とする水準の設定ということでございますが、これは現在、供給されております建売の戸建住宅の省エネ性能の実態というようなものも踏まえまして、まず1つは断熱性能につきましては現行の基準、つまり、11年基準を満たすということをやまず基本とした上で、これに加えまして高効率給湯設備を導入するという、この組み合わせによって実現される省エネ性能、つまり、一次エネルギー消費量というのを目標として考えたかどうかというのが、この目標とする水準の考え方でございます。

なお、これは1つの組み合わせの例で申し上げたわけございまして、これと同等の省エネ性能が実現できればいいわけでございますので、例えばこういった11年基準の断熱と高効率給湯設備の組み合わせの他にも11年基準を満たす断熱と、その高効率な空調設備でありますとか、あるいはこの断熱構造だけでよりレベルの高い断熱性能を導入することによってこの基準を満たすとか、さらにはこういった11年基準を満たす断熱構造と太陽光発電設備の組み合わせでこの基準を満たすとか、いろいろな組み合わせが想定されるのかなと考えてございます。

③でございますが、なお、この目標水準は通常の平成11年基準を満たす住宅に普通の設備をつけた場合に実現されるエネルギー消費量と比べまして、概ねでございますが、10%程度の削減に相当すると考えております。それで、この目標水準とするエネルギー消費量でございますが、当然、これは気候条件に応じて地域区分ごとに定めるということを考えてございます。

それから、続きまして3ページ目でございます。では、この目標水準の達成状況をどうやって確認していこうかということでございますが、これは特に一定戸数以上の建売戸建住宅を供給する住宅事業建築主、今、これは年間の供給コスト150戸以上ということで考えてございますが、こういう事業者が1年間に供給いたしました建売戸建住宅につきまして、この目標水準とする一次エネルギー消費量に対して、その評価対象の住宅の一次エネルギー消費量の達成率を加重平均したものが100%以上になるかどうかというのを確認するというを基本にしたいと考えております。

なお、この確認に当たっては、何も1戸1戸の住宅の省エネ性能をつぶさに評価すると

いうのではなく、そこはもう少し、ある種、建売住宅でございますので、各社におけるシリーズごとの、言ってみれば標準仕様のようなものをもとに、それを地域区分ごとに省エネルギー性能を把握していくというようなやり方でもいいのではないかと考えてございます。

それで、実際にこのエネルギー消費の算定に当たりましては、どうしてもいろいろな手間がかかりますので、なるべくそこを簡易なものとするために代表的な省エネルギー対策、典型的にはどういう設備を入れるかとかということでございますが、そういうものごとに、一定の対策ごとに、それを導入すればどのような消費量が実現するかということを示した早見表のようなものをご用意するか、あるいはここには出ていないような、よりすぐれた省エネ対策を講じ、さらにはそれを詳細に評価しようというような場合には、それを支援するようなソフトを用意するか、こういったようなことについてもあわせて検討できないかと考えております。

以上が簡単でございますが、この住宅事業建築主の判断の基準についての設定の方向でございます。

それで、続きまして資料5の方に移らせていただきます。資料5は住宅に関します省エネルギー判断基準の改正についてということで、これはいわゆる現行の省エネ基準、つまり、平成11年基準と呼ばれているものの改正の方向性をお示したものでございます。基本方針のところに書いてございますように、これまでこの省エネ基準におきましては断熱構造化に加えまして防露、気密化、日射遮蔽とかいろいろなことを決めていたわけでございます。

今回、この省エネ法の改正によりまして、この届出対象を2,000平米未満の中小規模、まあ、300平米以上と考えてございますが、ここまで拡大をするということでございますので、当然、その対象となる建物が多く広がってきますし、そういったより規模の小さい住宅をおつくりになられる建築主の方々の能力とか資力を勘案いたしますと、余りに過度な負担を強いることになってはいけないということでございます。あわせて行政庁の方での審査の事務というの、大幅に増えるということにも考慮する必要があるだろうということでございます。

こういったことから、1.の一番下の5つ目のポツのところでございますように、この届出義務の拡大に対応して円滑にこの届出が実施されるように、これまでこの基準ができて以来、いろいろな運用の蓄積がございますので、そこで得られました技術的な知見でござ

いますとか、いろいろな実態を踏まえながら、この11年基準が求めている省エネ性能の要求水準自体は変えることなく、この基準についてなるべく簡素化できるところは簡素化し、より明確になるところは明確にするというような観点から改正を行ってまいりたいと考えております。

こういった観点から改めて現在の基準を見直したときに、幾つか具体的にこうすればどうだろうかということを考えているのが以下のとおりでございます。まず、2.といたしまして、これは建築主及び特定——すみません、これは「建築物」でございます。特定建築物の所有者の判断の基準、つまり、性能規定の方でございますが、これにつきましても幾つかの計算を求めているような項目につきましては、なるべくそれを簡単にできるものは簡単にしようという観点から改正をできないかと考えております。

(1)といたしまして、冬期日射有効利用住宅というのはパッシブ住宅でございますが、その基準の簡素化とか、それから、(2)開口部の日射遮蔽措置に関する簡易な算出方式の導入ということでございます。これらはいずれもこれまでの知見とか、いろいろな蓄積を踏まえまして一定の算定式があったわけでございますが、それをなるべく簡素化していくというような視点でございます。

それから、(3)換気量の確保に関する規定の削除ということで、これは建築基準法の方で換気の確保が規定されたことから、この基準からは削除するというものでございますし、(4)気密につきましても、これはいろいろな工法が普及しておりますし、かなり気密化自体も進んでいるというようなことから、定量的基準については除外したらどうかと考えている次第でございます。

1枚おめくりいただきまして2枚目でございます。今度は、設計・施工指針、つまり、住宅に関するこの仕様規定の方でございますが、この仕様規定の方もこれまでいろいろな詳細に住宅の各部についてどういう仕様にするかというのを規定してきたわけですが、今般、改めて見直しといたしまして、例えばでございますが、住宅全体の熱損失に与える影響は極めて限られたものであるにもかかわらず、かなり詳細な仕様を決めていたものとか、そういうものについては簡素化できるところは、全体に対する影響を常に勘案しながら簡素化できるものは簡素化していこうということでございます。

(1)であります。鉄骨造における外張断熱工法以外の熱抵抗値基準の追加ということでございまして、これは今回、届出対象を300平米まで広げることにによりまして、当然、アパートのたぐいが入ってくるのが想定されるわけでございますが、そういった中

には鉄骨造でつくられるものも多々あるかと思われまので、従来は定められていなかったわけですが、鉄骨造についての外張断熱工法以外の熱抵抗基準値を今回新たに仕様規定として追加するというごことでございます。

それから、(2)でございます。これは先ほど申し上げましたように住宅全体に対する影響というのを考えながら、余りに詳細な規定を決めている部分については、それを簡素化しようというごことございまして、(2)は玄関とか勝手口の土間の部分につきましては、必ずしも断熱構造化をしなくてもいいというふうにしていこうというごことと、(3)はRC造の構造熱橋部につきましても、これも一定の検証を経た上で、特に温暖な地域につきましては、この断熱補強は省略できるような規定を追加するというごこと。

それから、(4)開口部の断熱構造化につきましても、これも例えば極端に小さな窓とか、そういったものにつきましては、必ずしも断熱構造化をしなくてもいいようにすればどうかと考えております。それから、(5)(6)でございますが、いずれにしてもこういう詳細な規定などにつきましては、全体の熱損失に対する影響とか、そういったものを勘案しながら、一方で建築主の負担の軽減ということも踏まえまして、基準の合理化を図るといようなごことを考えている次第でございます。

資料5の説明は以上でございます。

続きまして、建築物について、基準改正の方向についてご説明申し上げます。

【事務局】 続きまして、建築物の省エネルギー判断基準の改正につきましてご説明申し上げます。資料7をごらんいただきたいと思ひます。

資料7の1番で改正の基本方針をお示ししておりますが、(1)の改正省エネ法の概要や(2)の方向性につきましては住宅と基本的に同じでございます。建築物につきましても2,000平米未満の中小建築物が対象になる。さらに中小規模のそういった建築物の建築主の能力、資力、そういった負担や行政庁の事務の負担などを勘案しまして基準を見直す必要があるのではないか。また、見直しに当たりましては、従来の省エネ性能というものをできる限り変えることなく、簡便な省エネ基準を設定するという方向で見直したいと考えているところでございます。

2番で現行の省エネルギー基準の概要でございますけれども、(1)で現行制度について整理しております。まず、①の評価項目でございますが、建築物につきましては6つの評価項目が設定されておまして、大きく分けまして2つでございます。1)が建物の外壁や窓の熱損失の防止に関する視点。2)から6)につきましては建築設備でございます。

②の評価基準でございますが、これらの6つの項目につきまして大きく2つの基準がございます。1つ目が性能基準と言われるものでございまして、PAL/CECというものでございまして、PALの方でございますが、こちらは先ほどの評価項目1)に対応する建築物の熱損失防止性能を評価するものでございまして、こちらの評価式でございますように、屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で割るといったような式から換算されるものでございまして、CECにつきましては、これは設備を対象にしたものでございますが、建築設備に係るエネルギーの効率的利用性能を評価するものでございます。

その評価方法につきましては、ここの下にございますような評価式を用いて評価するものでございますが、いずれにいたしましてもこの値が小さい方が省エネ性能が高くなるというように式になっているところでございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして2ページでございますが、もう一つの方法が、いわゆるポイント法と呼ばれる方法でございまして、こちらの方が仕様基準でございます。こちらの方は平成14年の省エネ法改正の際に導入されたものでございますけれども、床面積5,000平米以下の建築物を対象にいたしまして、先ほど申し上げた6つの項目についてそれぞれ、こちらの方は表で一定の省エネ措置を講じた場合、点数を加算していく方法で、100点以上の場合には性能基準を満たしているといったような形で性能を評価する方法をとっているものでございますが、こちらの方はPAL/CECの方に比べまして方法は簡単なわけでございますが、評価精度は多少劣るといったようなことになっているところでございます。

今回、(2)の改正の概要でございますが、こちらのポイント法、いわゆる仕様基準の方につきまして、今回、届出対象が拡大されます2,000平米未満の中小規模の建築物について、この簡易なポイント法を整備したいということでございます。

②の方にその改正の概要をお示ししているところでございますが、4ページの方に現行のポイント法と今回の整備をしたいと考えております簡易なポイント法の比較表をつけているところでございますので、こちらを少しごらんいただけたらと思うのですが、これは4ページから10ページに6つの項目についてそれぞれ比較表をつけているところでございますけれども、左側が現行のポイント法で、右側が簡易なポイント法ということで、今回、2,000平米未満の建築物の対象にして整備しようと考えているポイント法でございます。

まず、4ページの方は、これは建物の熱損失防止に関するものでございますが、現行の方で左にございますように、建築物の主方位であったりとか、建築物の形状、コアの配置、そういったようなものを評価の項目に入れているわけでございますけれども、今回、小規模な建築物になりますと、敷地の制約等、そういったことからそもそもこういった主方位をなかなか設定するということが難しいことから、こういったものは省略したいと。

また、5ページの方をごらんいただきますと、建築物の断熱性能の3つ目の基準でございます。断熱性能に係る性能項目でございますが、例えば総合熱貫流率ということで、ポイント法と言いながらも計算を要するものにつきましては、右側にありますように、これを簡便化いたしまして仕様から判断できるような評価項目に変えたいと考えているところでございます。

また、同様な考え方ですが、6ページの方に設備がございますが、空気調和設備につきましては、6ページの(1)に、外気負荷軽減に関する評価点等につきましては、現行のポイント法では全取で外気量について計算することとしたところ、例えば空調対象面積という形で計算方法を簡易化したりとか、(2)で室外機と室内機の配管の長さといったようなものを評価項目に加えていたわけですが、これにつきましては小規模な建築物になりますと、そもそも配管の長さというものがそれほどないことから、こういった特性を踏まえて省略するといったようなことで簡便化しているところでございます。

また、3)、7ページでございますけれども、機械換気設備でございますが、これは昇降機と同様なのですけれども、そもそもこういった機械換気設備につきましては建築物全体におけるエネルギー消費量の割合が非常に小さいということから、省エネ効果に与える影響も小さいということで、3) 機械換気設備につきましては、そもそもこの評価項目を省略したいと考えているところでございます。

また、照明設備、8ページでございますが、こちらの方も同様の考え方といたしますが、中小規模の小さい建築物における特性を踏まえて省エネ効果の小さいものについては省略するといったような見直しを行っているところでございます。

また、給湯設備、9ページも同様でございますが、こちらも計算を要していたものについては、計算しないで評価できるものについては計算を要さないような変更を行うであったりとか、性能、省エネ効果の小さいものにつきましては、評価項目を統合するといったような形で見直しを行いたいと。また、この給湯設備につきましては、ここの評価項目に掲げている給湯設備というのは大規模なものを想定しているものが多いことから、今回、

一般的にこういったものがホテル等に限定されるということから、今回の中小規模における建築物においては、そもそも給湯設備の評価項目を用途を限定したいと考えているところでございます。

また、繰り返しになりますが、6)の昇降機につきましては、そもそも省エネルギー性能に与える影響が小さいということから、この項目自体も省略したいと考えているところでございます。

建築物については以上でございます。

【事務局】 事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。

大量の資料で、しかも、かなり細かい資料です。それで、先ほど申しましたように、パブリックコメントを含めて日程がタイトでございますので、少し事務局の方で進めていただいているという状況でございます。

それでは、ただいまの説明に関しましてご意見、ご質問がございましたら発言をお願いします。恐縮ですが、この名札を立てていただけると、その順番にご発言をご依頼したいと思います。

【委員】 ○○と申します。資料4に関して少しご質問させていただきたいと思います。住宅に関して外皮性能のみではなく、給湯、冷暖房、照明、機械換気に関する一次エネルギー消費量が増えられるということで、大変よいことであると期待をしております。資料の中で早見表、支援ソフトを整備するというふうに後ろに書かれておりますけれども、できれば地域ごとにかなり外気温などが異なるので、ヒートポンプ式などを使うときを考慮してこまめな地域的な配慮をぜひお願いできればと思います。

それからトップランナー方式の場合にはJIS規格で大抵の機器の試験方法が規定されていると思います。しかし、給湯、冷暖房であっても、いろいろな方式が世の中にはあります。例えば給湯であれば貯湯式、瞬間式がありますけれども、それぞれの試験法にはなるべく公正などといいますか、機器種別が異なる機器に関して実態に合ったエネルギー消費量が出るような形のものをどのように決められていくかというのをご質問させていただければと思います。

以上です。

【議長】 事務局、お答えいただけますか。

【事務局】 具体的な中身に評価のやり方を含めまして、どういう値になるかというこ

とにつきましては、次回にまた改めて資料を整理してお諮りしたいと考えております。今のご指摘を踏まえまして、その算定方法とかのルール化につきましては検討させていただきたいと思っております。

【議長】 では、〇〇先生、〇〇先生、〇〇さんの順番でお願いします。

【委員】 〇〇でございます。住宅トップランナーの部分についての質問なのですが…
…。

【議長】 資料は何番ですか。

【委員】 参考資料2-1と資料4が関係すると思っております。まず、ここで参考資料2-1の下に絵がかいてあるように、これはハウスメーカーごとに幾つかの商品シリーズを発売していて、その平均をとるというふうに書かれていると思うのですが、そのときに加重平均をとると書いてあるのですが、この加重平均というのは、そのハウスメーカーが販売した販売実績から加重平均するというふう理解してよろしいのでしょうか。

【事務局】 基本はおっしゃるとおり、販売した戸数で把握することだと考えておりますが、ただ、どの時点で省エネ性能を把握するかという、若干、技術的な問題がございますので、つまり、設計段階で把握するのか、竣工した段階で把握するのかということがございますので、なるべく事業者に過度な負担はかけたくないという思いがございますので、効率的なやり方を検討したいと思っておりますが、基本的にはおっしゃるとおり、実際に供給されたベースで平均をとってまいりたいと考えております。

【委員】 そのあたりの加重平均というのは何であるかということをもう少し明確にどこかに書いていないと誤解されてしまうというか、理解できなくなってしまったりするかなど少し危惧を持ちました。

それから、「エネルギー消費者量」という文言があちこちに出てきますけれども、これもおそらく考えていることは、床面積当たりを念頭に置いているのだらうと思うのですが、そういうことがどこにも書いていないものですから、それも何かもう少しどこかでちょっと明確化しておいた方がいいのではないかなと思ったわけですが、いかがでしょうか。

【事務局】 すみません、本日、基本的な方向性をお示しするのを中心に資料を整理いたしましたので、ご指摘の点も含めましてきっちり整理したものを次回以降、ご提示したいと存じます。

【委員】 その他、今日初めて見たので、細かく読み込んでいくと、いろいろと質問したいことが出てくるかもしれないですが、他の委員の方もいらっしゃるから、とりあえず、

そこまでで。

【議長】 いや、〇〇さんがおっしゃる点、ごもっともでございますので、もし委員の先生方、途中でこれ、読み込んでいただいて質問がございましたら、事務局にメールなり、ファクスなりでお寄せいただいて、それを次回に反映させて報告するという——事務局、そういうことでよろしゅうございますか。

【事務局】 はい。そういったやり方をお願いいたします。

【議長】 では、次、〇〇先生、お願いします。

【委員】 住宅のトップランナーの同じ資料、資料4の2ページ目、中ほどから3.がございしますが、この中身で特に②のところで、いわば断熱性能と設備のさまざまな組み合わせについて書かれていて、その組み合わせの説明をいろいろ書かれているのですが、全部11年基準を満たす外壁がベースになっておりますね。だから、これは給湯とか設備効率が大変よければ、一部のシェルターの性能は11年基準を下回ってもクリアできるという、そういう組み合わせではないということかどうか少しお教えいただければと思います。

【事務局】 今、お示ししている案では、少なくとも断熱性能については11年基準を満たしていただいた上で、プラスアルファを他の設備でというふうに事務局としては考えておりますが、この場でまたそのあたりも含めてご議論をいただければと存じます。

【委員】 組み合わせという表現をされているからには、それが含みだと思ってよろしいんですか。

【議長】 含みというのは。

【委員】 いや、今のこの記述だけ見ますと、すべて11年基準は基準で満たさないといけないと。

【議長】 そうそう。それは制約条件として入っている。だから、この文章の趣旨になっているわけです。建築には設備とは無関係に、例えば全室を含めて確保すべき性能があるでしょうという、そういうようなところから出ているのだということだと思います。

【委員】 それだったら、断熱基準は断熱基準ですから組み合わせではない。

【議長】 ああ、そういう意味。

【委員】 ええ。組み合わせというからには、そういう道が残されているというふうに読んでいいのかどうかというところ。

【議長】 この組み合わせは、建築設備の中の組み合わせということですね。

【事務局】 はい。断熱については11年基準をまず満たしていただいた上で、プラス

アルファの部分はいろいろなやり方があるのではないかと考えております。

【議長】 井上委員、よろしいですか。

【委員】 はい。

【議長】 では、〇〇委員。

【委員】 1点、同じく資料4のところのご質問というか、ご確認みたいな感じで1つお願いいたします。住宅のところまでこういう考え方を入れられるのは大変おもしろいというか、いいことだと思っておりますけれども、今の資料4の2ページのところでございますけれども、仕事柄、少し気になりますのは、太陽光の発電の利用ということで、私どももこういう考え方は大変重要と思っておりますので、一生懸命、太陽光も推進していきたいと思っておりますけれども、2ページの上の絵と、今、〇〇先生もご指摘になったこの下の3.の②のところを見ていきますと、太陽光発電で出てきた電気で上の空調とか、照明とか、給湯のところはキャンセルできるだろうと、こういうふうに計算ができると思うのですが、当然ですけれども、家庭用のエネルギーの中では照明とか、一般のコンセントだけでも4割くらいのエネルギーを使っておりますので、太陽光から流れてきた電気がすべて上のものをキャンセルできるかということ、多分、発電されているタイミングと、照明はほとんど使われていないでしょうからということで、そのキャンセルの度合いというのが、何らかの工夫が要るかなと思っておりますけれども、次回の委員会のためにそこら辺の工夫が出てくるのかもしれませんが、お考えを教えてくださいと思っております。

【事務局】 ご指摘のように、太陽光発電をどのようにカウントするかということにつきましては、当然、今のようなお話、通常のコネセントから使っている電力の分で使うべきものがあるわけですので、そこはしっかりルールを決めた上で、次回以降、具体的にどのようなやり方で計算するかということをお示ししたいと思います。

【委員】 はい。ありがとうございました。

【委員】 質問が2つございます。同じく資料4で2ページ目の下から4行目でございます。「概ね10%」と書いてございますけれども、これはこの補足、キャップをかぶせる住宅に対して10%でございますか。それとも住宅全体の10%と考えてよろしいのでしょうか。

【事務局】 これは、そこに書いてございますように、まず断熱は11年基準を満たした上で、各設備は現在の標準的なものをつけた住宅のエネルギー消費量に対して、今回、

この目標として定める水準は概ね10%程度削減。だから、1戸当たりで見て、通常のものより10%程度削減になるということを目安にしているということです。

【委員】 わかりました。ということは、これ、日本全体の住宅部門に対しては何%ぐらいに相当するというのは把握されていますでしょうか。

【事務局】 まず、建売戸建住宅の住宅供給戸数のどれぐらいかということでございますが、18年の着工ベースで申し上げますと、全体の1割程度が建売戸建住宅でございます。それで、今回、この建売戸建住宅すべてを対象にする基準をつくるわけでございますが、特に年間150戸以上供給される事業者の方については、きっちりご報告いただいてチェックをしていこうと考えておりますので、建売住宅戸数全体で、13万8,000戸程度の中で、150戸ぐらいで切りますと大体4割強ぐらいになるかと思えます。ということをお考えますと、実際、この仕組みで直接カバーするのが大体6万戸程度かなと想定しておりますので、住宅の戸数で見ますと約5%程度ということになるかと思えます。

したがって、そもそもこの対象となるのが住宅戸数全体の5%ぐらいでございまして、その中で仮にこの目標すべてが達成したとするならば、10%程度削減ということになりますが、ただ、これもその10%というのはあくまでも11年基準を満たして、かつ標準的な設備をつけた水準に対して10%の削減ということになりますので、実際に供給されている住宅の省エネのレベルというのは、またそれもさまざまあって、おそらくは11年基準よりもっと悪いものが多いかと思われますので、直ちには計算できませんが、そういうふうにしていけば全体のどれぐらいかというのは出てくるかと思えます。

【委員】 もう一つ、すみません。資料7の方で4ページ以降で、簡易ポイント法で、ポイント法から外されている項目がありますが、ところが、参考資料2、これは住宅の方なのですけれども、この空調とか機械とかで、この資料7と資料3-2で少し外すところ、トーンが違うように思うのですけれども、この辺の整合性はとれていると考えてよろしいのでしょうか。

資料7で申し上げますと、例えば空調のところを外されている項目がございますね。ところが、参考資料3-2のところでは、ページ数が打っていないのですけれども、7、8ページ目でしょうか、空気調和設備にかかわるエネルギーの効率的利用、それから、3番の機械設備にかかわるというところで、例えば今の資料3-2の機械設備のところでは、次のページのところに表にいろいろな具体的な項目と点数がございますけれども、2番の空気調和設備にかかわるエネルギーの効率的利用のところは、そういう具体的な項目と、

商品仕様の項目と点数が記載されていないということで、少しバランスが違うのかなという気がしているのですけれども、いかがなものでしょうか。

【議長】 ちょっと待ってください。よくわからない。3-2は現行のものでございますよね。

【委員】 これは片方が住宅で片方が非住宅ですので、比べようとしても今のところは整合性をとるのは難しいと思います。

それからもう一つ、今、私が言う立場ではないとは思いますが、参考資料の方の告示案というのは、これは簡易法ではございません。それから、もう一つはPAL/CECの簡易法でございますので、そこもレベルが違います。

【委員】 あえて、わかっているということですね。

【委員】 そうですね。

【委員】 そういうことですね。

【委員】 その整合性はとる必要がないと思います。

【議長】 と〇〇委員は推測したと、そういうことですね。

【委員】 そうです。そういうことです。すみません。

【議長】 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。

【事務局】 参考資料3-2の方は、これはあくまでも住宅の、かつ、その共用部分における基準でございますので、今のご指摘のように対象としているものが違うということもございまして、必ずしも同じようなものにはなっていないということでございます。

【議長】 では、〇〇委員、お願いします。

【委員】 ありがとうございます。ご要望として2点と質問が1点ございます。要望させていただきたいことでございますけれども、1つはエネルギーの利用につきましては、実際にどの程度の省エネルギーが図られたかという実情に即した基準の設定というのが非常に大事ではないかなと我々は常々思っているわけでございまして、入れる設備機器については、こういった実使用条件に応じた基準の設定というのを強く要望するものでございます。

それから、要望の2点目でございますけれども、今回の省エネルギー判断基準の導入というのは大変すばらしい制度であると高く評価してございますけれども、実際に住まう方にとっては省エネルギーの他にも住宅とか設備というのを導入するときの評価軸というの

があるのではないかと思います。例えば快適性であるとか、健康にいいかどうかといったような軸だと思いますけれども、省エネの基準だけで誘導することで、住まう方の選択肢が狭まってしまわないように慎重にご検討をぜひお願いしたいと思うところでございます。

それから、質問でございますけれども、資料4の2ページ目の3. 目標とする水準の設定、3. の③にございます括弧内の一般的な設備というのが書かれているわけでございますけれども、例えばこれは具体的に上の四角のポンチ絵の中の給湯設備であるとか、暖冷房設備についてはどのようなイメージのものをお考えになっているのかということをお聞きしたいのと、それから、先ほど〇〇委員の方からもありましたけれども、太陽光発電設備、これもその後に「等」という言葉が入っているのですが、この「等」の中に入っているもののイメージというのはどういうものがあるのかについて、今もうご検討中でございましたら少し教えていただきたいなと思います。

以上でございます。

【事務局】 まず、前段の2点のご指摘につきましては、今後、具体的に基準を決めていく中で、そういったことも踏まえて検討を進めさせていただきたいと存じます。

それで、ご質問の方でございますが、具体的にその数字を置きながら基準の値を計算させていただくというのは、これから詳細を詰めていきたいと思っておりますが、一般的な設備というのは、一方で、いわゆる高効率給湯設備というのは、その目標とする方の水準で想定しておりますので、現在、通常、販売されているような住宅で普通についているであろう一般的な給湯設備とかというものを前提として、それをどこに置くかということももちろん慎重に検討すべき課題だと思っておりますが、その算定を進めているところでございます。

それとあと、太陽光発電設備等で、「等」でこれをどこまで何を見るかということも、実は大きな検討課題かと思っております。太陽光発電設備を入れるところまでは大体のご理解を得られるところかなとは思っておりますが、あとは実際、どの程度、それが市場に供給されているとか、どれぐらい普及しているかというようなものも考えながら、候補となり得るものとしては幾つかはあると思っておりますが、最終的にどこまで何を見るかということにつきましては、引き続き市場での普及状況なども検討しながら、また次回に具体的な形で何をどこまで見るということで中身をご提示したいと思います。

【議長】 何か左側ばかりご意見がありますけれども、右側の方はご意見ございませんか。どうぞ。

【委員】 すみません、質問だけなのですけれども、先ほど建売住宅で150戸以上供給するものというのが全体の5%というご説明をお伺いしましたけれども、建売住宅以外については300平米以上について届出の対象にするという理解だと思っておりますが、こちらの方の全体に対する率というのはどのぐらいあるものですか。

【事務局】 まず、300平米以上の方でございますが、これは先ほどの5%というのは住宅の戸数ベースで申し上げましたが、床面積ベースで申し上げますと、新築着工建築物の中で300平米以上ということで把握いたしますと、大体全体の55%ぐらいをカバーすることになります。したがって、300平米まで対象を広げますと、新築建築物、住宅も含めましてその半分以上を押さえることになります。

【議長】 私の方から質問ですけれども、この「トップランナー」という言葉、これは愛称として使うのか使わないのか、国交省として何かそれはございますか。いや、今日ではなくてもいいんですけれどもね。

【事務局】 愛称なので使う使わないという話でもないかもしれませんが、もう既に少し使ってはいるものですから、ただ、そのときに、いわゆるトップランナー方式に準じてとか、モデルとしてという使い方をさせていただいているという状況であります。これが非常にわかりやすく、供給者、消費者みんなに受け入れられるのであれば使っていきたいとは思っております。

【議長】 それから、この資料4の、さっきから皆さんの質問が集中しておりますのは、いわゆる建売が対象でございますね。いわゆる注文住宅ですよね。これはいわゆるトップランナー基準との対応で、どんなふうな位置づけにしているか、多分、それは国交省、経産省、両方、答えなければいけない立場、状況が出てくると思うんですけれども、何かそれに関してはご意見ございますでしょうか。どうぞ。

【事務局】 この省エネルギーの措置というのは、市場の状況とか、あるいは国民の合意を見ながらできるだけのことをできるだけやっただこうという形でどんどんと基準も上がってきたり、対象が増えたり、あるいは仕組みが増えてきているというところがあります。今回はこのいわゆるトップランナー制度を建売住宅の部分に入れさせていただいておりますが、仕組みを考える中で住宅の中身を決められるのはだれかと考えますと、実は発注者なものですから、いわゆる注文住宅を見たときには、注文住宅の請負主に関して何らかの責務をかけたという形にしても、実際の物の決定については能力がないとか、実際上の権限がない。あるいはどういう設備を入れてくるのかということにつきましても、

基本的には注文主の判断になってしまうものですから、では、注文主の方々にどうしていただくかということ片方で考えているところでございます。

それはどういう人たちに対して、どういうことをお願いすることができるのかなという平面で見ると、そういうことが1つあるわけですが、もう一つやりたいこととしては、住宅の設備を全部抜いてしまいますと、実際はエネルギーを食わないわけですから、設備と側とを一体的にとらえたいという思いはもともとありまして、どうすればできるのだろうと。こうしたものから、両側から見まして今回の省エネ法の改正の中では、建売住宅というものについては、いわゆるトップランナー方式に準じたやり方を導入させていただいたところでございます。

それ以外はどうかということですが、まず法律の枠組みの中では、参考資料1の中で、先ほど法律の説明をさせていただきましたけれども、そうした注文主が決定するに当たりまして、建売住宅というのは物をつくってしまっただけで売りますので、いわゆる売られる製品なので売り手側が決めるのですが、注文住宅につきましては、注文主の方に省エネルギーにすぐれたものをつくっていただきましょうということで、先ほどの参考資料1の⑤、⑥にありますように、プロである設計者、あるいは施工者の方が決定権はないにしても、それをつくられる方々に対して情報をきちんと提案していただくというような仕組み。

あるいは⑥に書いてございますように、販売や賃貸を行う事業者に対しまして、消費者に対する情報提供の義務というもの、努力義務ではありますが、書かせていただいている。それともう一つは実行面では、このトップランナーの建売の中で統合した、いい住宅が出てくる中で、これが注文住宅というものも引き上げてくる、あるいはこうした情報が世の中に流れてくるという効果があるのではないかと期待しているところでございます。省エネ法の中で、「ねばならない」という義務規制的なものに一気にすべての住宅群を覆い尽くすというのは、現在の市場環境や国民の合意の中で困難かもしれませんが、まずは制度の中でもこうした部分から頑張ってくださいという形で、これを中心に広げていきたいと考えているところであります。

【議長】 ありがとうございました。

〇〇委員、ご発言ですか。

【委員】 今回の基準に直接関係するわけではありませんが、もう既に現行で特定建築物の新築2,000平米以上に関しては届出を義務化されておられます。PAL/CECに

ついてもやられておられます。そのときの基準のクリアしている率というのがもしおわかりになれば、教えて下さい。今日でなくて結構なのですが。

【議長】 確かにほとんどクリアしているはずですよ。今年2月にIEAでコードコンプライアンスという世界会議があつて調べて、今おっしゃったように日本は非常にまじめですよ。

事務局、ございますか。

【事務局】 今のご質問でございますが、まず、住宅以外の建築物の方でございますが、これは2,000平米以上の届出対象となっている建築物につきましては、直近の手元にあるデータ、2005年度でございますが、これは床面積ベースで、全体の85%までが適合している状況でございます。

一方、住宅の方は、これはまだ2,000平米以上、届出を義務づけてまだ日が浅うございまして、住宅性能評価を受けた住宅のうち、この11年基準に適合しているものがどのぐらいだろうかというのを推定したものでございますが、2006年時点で全体の36%が適合しているという状況になってございます。このように建築物の方は既に届出制度を住宅に先んじて導入いたしましたので、その効果もあろうかと思いますが、かなり高い適合率ということになっております。

【議長】 では、〇〇委員、〇〇委員。

【委員】 1点だけ教えてくださいませ。資料7でございますけれども、この資料、今回、これは建物の方ですけれども、1の(2)のところで見直しの方向性ということで、今回、2,000平米未満のところまで少し手を入れましょうということですから、非常にあまた多くの建物が対象になると思いますけれども、この(2)の中に特に建築主の能力とか、資力とか、あるいはその届出を受ける側の事務の煩雑さとかもあつて、過度な負担を強いることがないようにと、こういう方向というふうに書いてございまして、それから、その1の下の方に評価として、機器性能としてはCECがあつて、2ページのところに行きましてポイント法がある。CEC計算とポイント法の並列で今動かしている。

それから、(2)の改正の概要で、さらに簡易なポイント法をと、こう続いているものですから、大体このシナリオはそういうことかなと思いますけれども、たしか今のポイント法の中の対象機器というのはかなり限定をされていたように思いまして、空冷のパッケージとか、たしかGHPというのがポイント法で、その他CEC計算となっていたと思います。これがさらに300平米から2,000平米となってくると相当小さな建物ですが、

ここは今の現行のポイント法と同じものだけが対象になるのでしょうか。

例えばより効率的な水冷のパッケージであったり、ちょっと郊外へ行くと油だきのKH Pとか、そういったものを組み合わせるというケースも小さな建物だと多いと思いますけれども、ここに簡易ポイント法を使えるのか、あるいは従来どおりのCEC計算をしっかりとやりなさいと、こういうような方針になっているのかを少し教えていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

【事務局】 基本的に今回、簡易ポイント法を導入いたしますけれども、2,000平米から300平米と仮定いたしまして、その中小規模の建築物につきましては従来のPAL/CECとポイント法と簡易ポイント法が並列するような形を考えております。従来からポイント法を導入いたしますと、PAL/CECよりも精度が低いということで、若干安全側の値が出る。さらに簡易ポイント法を用いますと、それも安全側の値が出るということで、簡易ポイント法を用いていただいても構わないのですけれども、それで評価しづらい場合は従来のポイント法であったりとか、PAL/CECといったような形で対応していただくということになるかと思います。

【委員】 はい。わかりました。そうしますと、簡易ポイント法の場合は従来の対象機器よりももっと幅が広がると、こういうふうにしてよろしいのでしょうか。

【事務局】 そこは変わらないような形になると思います。

【委員】 そうですね。そうしますとやっぱり、300平米とか500平米の建物を建てる方が、その今の対象機器以外の機器をつけるときにCEC計算をするのはなかなか想像が付きにくいのですけれども、そういうこともやっていただきましょと、こういうことなんでしょうか。

【事務局】 そういった点につきまして、今後ご意見を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

【議長】 ご指摘、ごもっともで、それはまことに大事なことから、十分、次回までに詰めていただくように、事務局、お願いします。

どうぞ。

【事務局】 もう一言で言うと、簡易ポイント法を導入しても有利ではないので使われないということでは意味がありませんので、よく検討したいと思っております。

【議長】 ○○先生。

【委員】 先ほどの住宅の話なのですが、建売住宅について達成率を評価するというこ

となのですが、建売住宅であるといっても、実は買い手の意向というのは、例えばこの部屋についてはエアコンは要らないよとか、そういうような言い方でユーザーの意向で左右される部分というのは結構あると思うんですね。だから、そういう場合には、その建売としての標準設計というのがあって、その標準設計に基づいた性能評価をするのか。あるいは何か別のことがあるのかということについても少し細かく考えておかないと、実態場面で混乱することが出てくるかなという気がするというのが1点です。

もう1点は、今度は逆に注文住宅の方について、これはユーザーの考え次第でどんな設備が入ってくるかわからないから、法律的な意味で根拠を持ったトップランナー評価にはふさわしくない。それはごもっともなのですが、しかし、それでもそういう注文された住宅についてもトップランナー基準をベースにして評価してみると、こうなるよということとはできるようにしておいた方がいいだろうということなのですが、その辺、いかがでしょうか。

【事務局】 まず1点目でございますが、建売住宅でございますので基本的には標準設計があるだろうと考えておまして、実際、このご報告をいただくときも住宅1戸1戸をつぶさに見て細かな設備とか仕様の違いまでを把握したいというのではなくて、あくまでも基本的には標準設計ベースで、あるシリーズで、ある一定の省エネ性能を持ったものが何戸供給されたかというような形で、その事業者の供給される住宅全体の省エネ性能を把握していきたいと考えておりますので、これにつきましてご指摘のように標準設計を基本として、あまり細かいことは言わないような形で省エネ性能を捕捉していくようにしていきたいと考えております。

【議長】 すみません、今の資料4の2ページの上から4行目に、後から持ち込まれる家電製品については評価の対象外にすると明記してあるんですね。これはほんとうにこんなに明記してしまっていていいかなという感じが少ししておまして、今おっしゃったように、後から持ち込まれるからと非常に大事なあれが抜ける可能性があるんですね。原則はこんなふうな表現しかないかと思う。これも検討したいと思いますが。

事務局、どうぞ。

【事務局】 今のご指摘につきましても、基本的に供給される段階で性能を把握する必要がございますので、正直、後から入ってくるものをこの仕組みの中で評価していくというのはなかなか限界があるわけでございますが、しかし、一方で、より性能の高い家電を使っただけということ自体は重要でございますので、そういったことをなるべく後押

ししていくような仕掛けというのは必要かなと考えております。

先ほど〇〇委員からご指摘いただきました2点目の話でございますが、ご指摘のとおり、省エネ法に基づくこの住宅事業建築主の判断の基準自体は、建売の戸建て住宅を対象としたものではございますが、当然、そのつくられる住宅自体は建売だろうと、注文住宅だろうと、そんなに大きく変わるものではございませんので、そこは基準を同じように注文住宅の方にも当てはめていただいて評価し、例えばですが、この基準をクリアするものであれば、何がしかそれを示すような表示のようなものがないかとかいうことも含めて、そのあたりのこの基準をさらに応用して展開していくということにつきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

【議長】 〇〇委員。

【委員】 資料4の2ページで、例えば32行目に「概ね10%程度の削減」とか、あとは届出に対しての負担軽減というのが住宅でも建築でもあるのですが、一方で洞爺湖サミット以降言われている2050年までに60%から80%削減をするという日本政府の目標から言うと、かなり近い将来もっと厳しい削減目標なりということを書いていかなければいけない時期が早々に来ると思うのですが、今回の改正はまずは当座の基準強化という範囲かと思っておりますけれども、少しロングスパンで何かお考えがあれば伺いたいと思っております。

【議長】 それは私の方からお答えしますけれども、建築環境部会で検討させていただきます。今回ののは、当面、来年4月からスタートするものに対して大変タイトな日程でやるという制約のもとでの審議でございますが、ご指摘の点、ごもっともでございますが、今、それをやり出すと、これはとてもできませんので、ここの中でね。それから、委員会のミッションからいっても、ここではなくてそちらの方でいいと思っております。

申しわけございません、まだご発言がある方もいますけれども、特に左サイドからご熱心なご質問ありがとうございました。それでは、時間が来ておりますのでこの辺で質疑を打ち切らせていただきまして、事務局から今後のスケジュールについてご説明をお願いします。

【事務局】 次回につきましては、本日、ちょうどいただきましたご指摘も踏まえまして各基準につきまして具体の告示案を作成して、それをご提示し、ご審議いただきたいと考えております。日程につきましては、10月31日、金曜日、午後1時から午後3時を予定しております。場所は同じこの国土交通省のこの建物の4階の特別会議室でございます。

よろしく願いいたします。

【議長】 事務局、直前でもいいから事前に委員に配付していただけると、相当細かい内容ですから、当日見てパッとというのは相当、次回、終わるともうパブコメにかけるわけですね。もし可能であれば、そういうふうをお願いできればありがたいと思います。

【事務局】 はい。わかりました。そのようにさせていただきます。

【議長】 それでは、長時間、ありがとうございました。これをもちまして第1回合同会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —